

平成28年度 第5回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会議事録（詳細版）

1 日 時 平成29年2月8日（水） 14時00分～16時00分

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長	波岡 和昭	((株)街NAM I 代表取締役)
副部会長	小林 聖恵	(帯広大谷短期大学専任講師)
特別委員	谷 昌幸	(帯広畜産大学グローバルアグロメディシン研究センター 教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	富山 和也	(北見工業大学工学部社会環境工学科 助教)
特別委員	馬淵 大宇	(釧路工業高等専門学校建築学科 助教)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	浦田 哲哉
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	相樂 祐介
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働主任	塚田 京子

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- (1) 「ASPO」(士幌町)の法第5条第1項(新設)の届出について
- (2) 「ジョイフルエーカー帯広店生活館」(帯広市)及び「ジョイフルエーカー帯広店資材センター」(帯広市)の法第6条第2項(変更)の届出について

6 議事要旨

- (1) 「ASPO」(士幌町)の法第5条第1項(新設)の届出について、案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

- ・ Aコープの既存店舗の面積について  
既存店舗は、概ね農協売場1,243㎡、その他テナントが381㎡となっており、新店舗は、農協売場が500㎡拡充される予定であることを確認(その他テナントはほぼ同程度)
- ・ 現状の交通量及び荷さばきに係る騒音について  
届出書P23ページにある飽和度等の予測において、直近交差点のピーク時飽和度は0.072と低くなっていると同時に、現地確認においても、周辺の交通の流れはとてもスムーズな状況であること、また、荷さばきに係る騒音についても、現状、苦情が発生していないことを確認
- ・ 搬出入を24時間にする意図について  
一部の日配品(牛乳)において、配送時間が早朝(0時～5時の間)になるため、荷さばきの時間帯を24時間としたこと、また、早朝の搬入車については、1台のみとなっており、騒音の心配も少ないことを確認
- ・ 入口専用の車両入口に関する現状について  
現状において、ほぼ同位置で出入口として利用していること、また、ホームックニコットの建設により道幅が少し狭くなるため(法規上では出入口でも問題ないが)、見通しなど安全に配慮し、今後は、入口専用として運用することを確認
- ・ 入口専用の車両入口に関し、向かいにある消防署の消防車両との交錯について  
消防署の消防車庫及び出入口については、道々笹川士幌線側となっているため、計画している店舗入口により、消防車の入出庫に支障とならないこと、また、現状においても、特に問題は発生していないことや当該北側町道は駐停車禁止となっていないことを確認
- ・ 出入口③の前のバス停に関し、バスが停車可能な歩道の切り込みの有無及びバスと車両の交錯について  
バス停はバスベイ(バス専用の停車スペース)が切られており、警察署とも協議済みであり、問題ないことを確認

イ 質疑、発言

(委員A)

事務局からは、わかりやすく説明いただいた。

(委員B)

入口専用の出入口は、道路交通法上、法的拘束力はあるのか。出口として出てしまう人もいて、

トラブルになる可能性があることから、(出入り自由の) 出入口にしたほうが安全性が配慮されるのではないか。

(事務局)

道路交通法上、違法とは言えない。あくまで事業者の意向で設定したもの。なお、警察とは協議済みなので、問題はないと考えるが、事業者には、部会からのアドバイスとして投げかけてみる。

- (2)「ジョイフルエーカー帯広店生活館」(帯広市)及び「ジョイフルエーカー帯広店資材センター」(帯広市)の法第6条第2項(変更)の届出について、案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

#### ア 事務的説明における確認事項

- 障がい者用駐車スペースの配置及び車や自転車との交錯の危険性について  
障害者用駐車スペースについては、北海道福祉のまちづくり条例に基づき3.5×6.0mの車室としており、乗降には十分なスペースが確保されていること、また、駐輪場については、今回のご意見を受け、設置者と協議の上、指針上の変更とまらない範囲で、建物側に1m程度移動することとし、駐輪場と障がい者用駐車スペースとの間の「車路幅」を7m程度確保することで、車の出入と自転車の交錯、または、車同士の事故が起きないように、配慮したことを確認
- 駐車台数の検討に係る実態調査について(生活館、資材センターごとの算定は可能か)  
今回届出の生活館と資材センターの実態調査については、元々、店舗毎ではなく、一体的に調査してしまった経緯などから、レジ打数などの一部データに関し、あらためて分割して算定することは難しいことを確認
- 実態調査を増やすなど、より安全性の高い係数(考え方)の提示の可否について  
実態調査を追加で実施することは、費用的・時間的に難しいため、同じ系列店舗(商品展開)である「ジョイフルエーカー大曲店の実態調査」を用いて、別の視点で検討した駐車台数を提示の上、あくまで、ジョイフルエーカー帯広店の実態調査をベースに、より安全側の数値である駐車場台数341台と算出したこと、また、繁忙期など、万が一駐車場が不足する場合は、届出台数から控除している「冬期堆積場」の場所を来客駐車場として活用し、渋滞等が発生しないように配慮することを確認
- ピーク1時間あたりの自動車来台数と収容台数の考え方について  
「ピーク1時間あたりの自動車来台数401台」については、考え方として、1時間の中で来客する累計の駐車台数となっており、一方で、上述のとおり、ジョイフルエーカー大曲店の実態調査の結果による「平均駐車時間(49.6分)」から考えると、1時間の内、ある時点でのピーク駐車台数は、最大でも333台となることから、今回届出の収容台数341台に対し、1時間あたり最大でも333台の駐車台数となるため、交通に関し、特に渋滞等の問題は発生しないことを確認
- (実態調査等により補正した場合の)駐車場の指針台数の考え方(下限値など)について  
全道的な問題であることから、審議会親会議への提議の必要性なども含め、本庁に相談しているところ。

#### イ 質疑、発言

(委員C)

過去にも、(他の店舗で)駐車台数の減はあるのか。

(事務局)

全道的にあるもので、指針からの比率にすると50%減のものもある。

しかしながら、今回は、帯広店の実態調査に基づいて、指針から66%の減となっている。

実態に基づき、どの程度許容されるか、今後の全体的な動きとして、道として検討していくことが必要だと考える。

(委員C)

堆雪場を一時的に使用する場合は、どのような時か。

(事務局)

交通整理員が必要な売り出しの期間など、混雑時を想定。恒常的に使用されることにはならない。

(委員A)

駐輪場がある屋根下の通路幅は、十分にあるのか。

(事務局)

現地を確認する限り、通路幅は問題ない。

(委員B)

516台から341台に減らす理由は何か。冬季は、屋外駐車場の場合、雪のため、駐車できる割合は100%にならないと考えられることから、机上だけの計算だと危険がある。冬は安全係数をかけた方がよいのでは。

(事務局)

516台は指針による台数となっており、341台に変更する理由としては、堆雪場の確保など

のため、減するもの。なお、届出に基づき、事業者としては冬期間でも341台確保する必要がある。道としては、台数が確保されないなど、実態と合わない場合は、指導することになる。

(委員B)

実態と道の指針が合っていないのでは。指針の意味がなくなるのでは。

(事務局)

指針と実態との乖離については、今後の取扱などについて、本庁に相談しているところ。

特に、ホームセンターは指針との乖離が大きい。法律的には変えられないが、取扱の検討をしていくことは考えられる。

(委員A)

北海道の地域性を考えると、夏場と冬場は違うため、例えば、駐車場台数を減らす代わりに、堆雪場を設けるなど、条件を付すような指針も検討したほうがよいのでは。

(委員C)

冬季、堆雪場となっている部分は、駐車場のラインを消すのか。また、(混雑時など)一時的に駐車場として使う場合はどうするのか。

(事務局)

例えば、ロープなどで使用できないよう、事業者が対応することになる。また、一時的に使用する場合は、例えば、交通整理員が誘導するなどし、使用することが考えられる。

(部会長)

審議後、実際、どのような運用になっているか確認する機会があればよい。実態を蓄積することによって、次の申請・審議に活かすことができる。

(事務局)

実態としてどうなっているか、どうゆう形で把握していくかなど、振興局として検討していきたい。

(委員A)

駐車台数の算出にあたり、冬季は駐車可能な台数が少なくなるため、1割増、2割増の係数をかけて(安全側で)算出してもよいと考える。

(委員B)

冬季の駐車実態をもっと配慮したほうがよい。より安全側で考え、リスクを考えるべき。

(部会長)

北海道の地域性を考える必要がある。

(事務局)

実態を踏まえた駐車台数を考える上で、指針を変更することは難しいが、どう取り扱っていくか議論することはできる。

(3) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

## 7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、添付のとおり